平成２７年（フ）第５６号
新潟県新潟市西区青山新町４番地３　ライオンズマンション青山201号、前住所群馬県邑楽郡大泉町朝日２－17－１
破産者　板垣　裕明
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７１号
新潟県三条市帯織9560番地
破産者　北澤　良博
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１号
京都府福知山市字行積163番地の１
破産者　宝角　　博
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
神戸市須磨区南町３丁目１番５－101号、従前の住所神戸市西区富士見が丘５丁目14番地の21
破産者　笹岡　広幸
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５８号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の３　ロイヤルハイツ白川台407号
破産者　阿部　明子（開始決定時の姓松本）
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０４号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番１－1202号
破産者　節子着付・ヘアカットこと　東　　節子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５７号
兵庫県川西市久代１丁目17番８号
破産者　清田　茂樹
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
兵庫県川西市向陽台３丁目８番地の145
破産者　土井　達正
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
兵庫県尼崎市潮江２丁目19番７号　ラ・マルガリータ506号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市伊丹３丁目２番34号
破産者　三原　泰治
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市寿町８番２号　寿ハイツ１Ｆ西
破産者　大城　雅輝
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目31番22号（コウジィーコートＳＩ　201号）
破産者　東　　秀継
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８６１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番47号　ハイツアザレア103号
破産者　木嶋　寿之
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５０号
仙台市太白区太白２丁目20番９－502号
破産者　小嶋　典夫
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
群馬県太田市東新町373番地　ハニーライズ104号
破産者　杉山　重徳
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第４６６号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷507号
破産者　石山　隆廣
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
埼玉県三郷市鷹野４丁目240番地１　コーポハピネス101
破産者　半田　康博
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
山梨県山梨市西22番地の５
破産者　清水　信一
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
山梨県甲府市宮前町１番３号　ダイアパレス甲府宮前201号
破産者　齊藤　宏子
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
青森県弘前市大字安原１丁目10番地12、住民票上の住所青森県弘前市大字外崎１丁目６番地23　東鷹ハイツＡ－203号
破産者　野崎　　俊
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部